【表紙】

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成28年2月9日

【会社名】 日東ベスト株式会社

【英訳名】 NittoBest Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大沼 一彦

【本店の所在の場所】 山形県寒河江市幸町 4番27号

【電話番号】 0237(86)2100(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 工藤 象二郎

【最寄りの連絡場所】 山形県寒河江市幸町4番27号

【電話番号】 0237(86)2100(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 工藤 象二郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年2月9日開催の取締役会において、平成28年4月1日をもって、日配食品事業を会社分割によって新設する株式会社爽健亭に承継することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)新設分割の目的

当社グループは、食品の製造・販売を展開しておりますが、今般、当社が手がける日配食品事業について顧客ニーズの把握、効率的な生産と販売の体制構築を目的とし、分社化(100%子会社化)することを決定いたしました。このため、当社は、平成28年4月1日(予定)にて、日配食品事業を新設会社に承継させる新設分割を行うものであります。

(2)新設分割の要旨

新設分割の日程

新設分割計画承認取締役会 平成28年2月9日

分割期日(効力発生日) 平成28年4月1日(予定)

(注)本件分割は、簡易分割であり、会社法第805条の規定により、株主総会の承認を得ることなく行います。

新設分割の方式

当社を分割会社とし、株式会社爽健亭を承継会社とする新設分割(簡易新設分割)です。

新設分割に係る割当ての内容

新設会社が本件分割に際し、普通株式1,000株を発行し、全ての株式を当社に割当て交付いたします。

分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

新設分割により減少する資本金

本件分割により減少する資本金はありません。

新設会社が承継する権利義務

新設会社は、当社が本事業に関連して有する資産、負債、契約、その他の権利義務を分割計画に定める範囲において承継します。

債務履行の見込み

当社及び新設会社は、その資産・負債及び純資産の額等を勘案して、それぞれが負担すべき履行の見込みに問題はないものと判断しております。なお、承継する債務がある場合は、重畳的債務引受の方法によるものとします。

その他の新設分割計画の内容

当社が、平成28年2月9日開催の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後述の「新設分割計画書」のとおりです。

(3)新設分割計画に係る割当ての内容の算定根拠

新設会社が本件分割に際し、普通株式1,000株を発行し、すべての株式を当社に割当て交付するため、算定しておりません。

(4)新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業 の内容

商号	株式会社爽健亭
本店の所在地	神奈川県横浜市鶴見区寛政町24番33号
代表者の氏名	代表取締役 嵯峨 秀夫
資本金	50百万円
純資産の額	90百万円(予定)
総資産の額	90百万円(予定)
事業の内容	日配食品の製造・販売

新設分割の効力日である、平成28年4月1日において、分割する資産、負債及び承継権利義務が最終的に決定される予定であり、上記金額は、平成27年12月31日現在の貸借対照表に基づいて算出した見込額を記載しております。

新設分割計画書

日東ベスト株式会社(以下「当社」という。)は、当社が日配食品事業に関して有する権利義務を分割により設立する会社(以下「新設会社」という。)に承継させる新設分割につき、次のとおり新設分割計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条(新設分割)

当社は、本計画の定めるところにより、当社の本件事業に関して有する第5条に定める権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う。

第2条(本計画の承認)

本計画は、会社法第805条の規定により、同法第804条第1項に定める株主総会の承認を得ないで行うものとする。

第3条(新設会社の定款で定める事項等)

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙 1「株式会社爽健亭 定款」のとおりとする。なお、新設会社の本店の所在の場所は、神奈川県横浜市鶴見区寛政町24番33号とする。

第4条(新設会社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役の氏名)

新設会社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役の氏名は、次のとおりとする。

(1)設立時取締役 嵯峨 秀夫

岡本 隆治

佐藤 公夫

渡部 三男

大沼 一彦

- (2)設立時監査役 横塚 直樹
- (3)設立時代表取締役 嵯峨 秀夫

第5条(新設会社が承継する権利義務に関する事項)

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務に関する事項は、別紙2「承継権利義務明細表」のとおりとする。なお、承継する債務がある場合は、重畳的債務引受の方法によるものとする。

第6条(新設会社が本件分割に際して交付する株式の数)

新設会社は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として当社 に対し割当て交付する。

第7条(新設会社の資本金及び準備金の額等に関する事項)

新設会社の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 設立時資本金額 50百万円
- (2) 設立時資本準備金額 0円
- (3) 設立時資本剰余金額 株主資本等変動額(会社計算規則第49条第1項に定めるものをいう。)から第1 号及び第2号に掲げる額の合計額を減じて得た額
- (4) 設立時利益準備金額 0円
- (5) 設立時利益剰余金額 0円

第8条(分割期日)

当社は、平成28年4月1日を会社法第924条第1項第1号に定める日(以下「分割期日」という。)として、新設会社を設立する。ただし、手続きの進行上必要がある場合は、当社の取締役会決議により分割期日を変更することができる。

第9条(競業避止義務の免除)

当社は、本件分割の効力発生後においても、本件事業と競合する事業を行うことができる。

第10条 (分割条件の変更及び本件分割の中止)

本計画作成の日から分割期日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産若しくは経営 状態に重大な変動が生じた場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、当社は、本計画 の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第11条(本計画の効力)

本計画は、分割期日までに法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第12条(本計画に定めのない事項)

本計画に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成28年2月9日 山形県寒河江市幸町4番27号 日東ベスト株式会社 代表取締役社長 大沼一彦

株式会社爽健亭 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社爽健亭と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1.惣菜、冷凍・冷蔵食料品、並びに農産・畜産・水産の各食料品の製造販売
- 2. 飲食店並びに惣菜配達店の経営
- 3.不動産の賃貸
- 4.前各号に附帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(公告)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1.取締役会
- 2 . 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社は株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(基準日)

- 第9条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その 事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。
 - 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要がある ときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第10条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(株主総会開催地)

第12条 当会社の株主総会の開催地は、本店所在地及び隣接地、千葉県船橋市及び隣接地、山形県寒河江市及び 隣接地とする。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

- 第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主 の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって決する。
 - 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(代理人)

- 第15条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する 書面を提出しなければならない。
 - 2 代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2名以上の代理人を選任することはできない。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第16条 当会社は、取締役7名以内を置く。

(取締役の選任)

第17条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(代表取締役)

第18条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役の任期)

- 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、前任者又は他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役の報酬等)

第20条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 取締役会

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 3 取締役会を招集するには、開催日から3日以上前に取締役に対し通知を発しなければならない。
- 4 取締役全員が同意した場合は、招集手続を経ずに取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数をもってこれを決する。

第6章 監査役

(監査役の員数)

第23条 当会社の監査役は2名以内とする。

(監査役の選任)

第24条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第26条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第7章 計算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第28条 当会社は、剰余金を株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載、記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

- 2 前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社は支払い の義務を免れるものとする。
- 3 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

第8章 附則

(設立に際して出資される財産の価額)

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の価額の最低額は、金5,000万円とする。

(最初の事業年度)

第30条 当会社の第1回の事業年度は、会社成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第31条 当会社の設立時の役員は、次のとおりとする。

以上、株式会社爽健亭設立のため、本定款を作成する。

承継権利義務明細表

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成27年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を 基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

本計画作成後分割期日に至るまでの間において新設会社に新たに生じた本件事業に関連する権利義務については、当社が必要と認めたものを除き、新設会社が承継するものとする。

1. 承継する資産及び負債

(1)流動資産

本件事業に属する現金及び預金、原材料、仕掛品。

(2)固定資産

本件事業に属する出資金。

(3)流動負債

該当事項なし。

(4)固定負債

該当事項なし。

2. 承継する契約関係

賃貸借契約、保険契約その他本件事業に係わる契約

3. 承継する雇用契約

新設会社は、当社から、分割期日において、本件事業に従事する従業員との間の雇用契約を全て承継するものとし、以後、新設会社の従業員として雇用する。但し、本件事業に従事する従業員のうち、分割期日までに個別に当社と合意した従業員との雇用契約を除く。

4.知的財産権

本件事業に係る商品又は役務について使用する商標権(登録出願中のものを含む)、著作権その他の知的財産権。

5. 承継するその他の権利義務等

法令上承継可能な本件事業に属する届出、登録、または許認可、免許等。

以 上